社会保険加入のご相談に対応します

建設業の社会保険加入推進が強化されています

宮城県建設職組合連合会では、社会保険未加入対策、社会保険や会社設立等についての相談先として「社会保険労務士法人TMC、TMC行政書士事務所」と業務提携を開始しました。

社会保険未加入対策でお悩みの方、社会保険に加入する場合の各種保険料、手続きについて知りたい方など、専門家がその相談に応じますので、是非ご活用ください。

ご相談を希望される方は、付属の「電話相談票」に必要事項を記入の上、直接FAXをして下さい。(後日、提携先よりお電話いたします。)電話相談の費用は無料です。お気軽にご相談下さい。

社会保険とは

● 健康保険と厚生年金保険の総称で、法人は1人でも必ず加入、個人事業でも5人以上であれば加入義務があります。

≪健康保険≫ 私生活上のケガや病気、出産にかかる医療費や死亡時の葬祭費など・・

≪厚生年金≫ 国民年金に上乗せして積立、老後に支給される額は国民年金よりも多い

≪労働保険≫ 労災保険と雇用保険(失業保険)を合わせた保険

※保険料負担は健康・厚生年金・雇用保険は労使折半、労災保険は雇い主が全額です。

国交省による加入指導

国交省は、建設業許可業者の加入率100%を達成させるため、指導の厳格化しています。 平成29年4月1日より、社会保険未加入者の公共工事現場からの排除(入場禁止)の徹底を図るため、 発注者(元請・中間元請)に下請業者の社会保険加入を厳しく求めている。

 \downarrow

◆ご注意!!◆

元請・中間元請の一部、建設国保を知らない業者、現場担当者が、建設国保を脱退させる ような指導、強要をする場合があり、理解させる(してもらう)必要があります。

≫ 当連合会に加入している組合員の「適正な社会保険加入」は以下のとおり

- ●5人以上または法人事業所)「健康保険適用除外承認」を受けた建設国保+厚生年金+労働保険に加入
- ●5 人 未 満 の 事 業 所) 建設国保+国民年金+労働保険(労災・雇用保険)に加入
- ●一 人 親 方 ・ 個 人 事 業 主)建設国保+国民年金+労災保険(特別加入)に加入

TMC委託のメリット

- ①各種のアドバイス・事務管理を行います。(保険料の仕組み、加入対象者の範囲、給付制度の活用等)
- ②社会保険事務の他、人事労務管理に関する総合的なアドバイス・事務管理が可能です。
- ③会社設立手続き代行も行っています。
- ※TMCグループでは、社会的信用の向上、円滑な事業承継等のため、法人化を検討されている方はご相談下さい。また、組合員事業所毎での社会保険に関する研修会も対応可能です。

県連会員・組合員のメリット

①組合員の方の場合、社会保険新規適用手続代行等の業務委託の手数料を10%割引です。

※割引を受けるためには、TMC に「県連在籍証明書」を提出することが必要です。

- ※「県連在籍証明書」については、所属している組合を介して受付、発行いたします。
- ②建設国保の「健康保険適用除外承認」されることで、建設国保に引き続き加入したままで厚生年金、労働保険に加入ができ、事業主負担を抑えることができます。

≪付属≫ 電話相談票

No.

**13/1-3/		
項目	内容(該当するものをO印で囲む)	具体的な事項の記入欄
相談内容	●相談内容 ①社会保険未加入対策 ②社会保険 ③会社設立・法人化 ④その他	
	●所属組合名 ①組合名 ②班名 ③わからない	
確認 回答のため 必要な事項	●建設国保の加入状況 ①加入済み ②加入手続き中 ③加入希望(予定) ④未加入	①、②、③に該当する場合、国保組合名を記入
	●業務形態(仕事上の働き方) ①一人親方 ②個人事業主 ③従業員	
事業所名(屋号)		代表者名
住所 連絡先	₹	TEL FAX
連絡事項	●ご返答する場合の希望 ①時間帯) ②電話番号)	

送付先) FAX: 022-295-3024

※ご記入頂いた情報は、業務提携先や所属先への確認等に使用させていただく場合があります。

TMC 社会保険労務士法人TMC

宮城県仙台市宮城野区原町 1-3-43 アクス原町ビル 201

TEL: 022-295-3023 《URL: http://www.tmc-jinji.com / MAIL: info@tmc-jinji.com>